

令和元年議案第9号

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年10月29日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。